

平成30年度  
事業計画書

社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会

## ～目 次～

■基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

■重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～P2

■事業実施項目

1 法人運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3～P4

2 地域福祉事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5～P9

3 在宅福祉サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10～P11

4 社会福祉センターの運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11

5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11

# 平成 30 年度 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会 事業計画書

## ■ 基本方針

亀山市においては、平成 22 年度から緩やかな人口減少傾向となっており、高齢化率も毎年増加しています。また障がい者手帳所持者も増加傾向にある中、支援を必要とする高齢者、障がい者が増加するとともに、社会的孤立や子どもの貧困といった新たな福祉課題も見受けられます。

このような状況の中、本会では、平成 29 年度に策定した第 2 次地域福祉活動計画に基づき、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

本年度は、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、民生委員・児童委員、福祉委員や自治会、まちづくり協議会等の関係団体等と連携しながら、地域課題の掘り起こし、課題解決に向けた個別支援、地域支援を行っていきます。

また、本年度から地域包括支援センターの運営を受託し、医療、介護、介護予防、生活支援などが一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の一翼を担い、課題を抱える世帯全体を包括的に支える体制づくりに取り組んでいきます。

一方、在宅福祉サービス事業においては、介護保険サービス事業所並びに障がい福祉サービス事業所の安定した事業経営を目指すとともに、きめ細かな質の高いサービス提供に努めていきます。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の基本理念である「ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち」の実現に向けて、地域住民、行政、福祉、医療、保健、教育等の多様な関係者と協働しながら、地域福祉の推進役としての役割を果たしていきます。

## ■ 重点項目

### ①組織基盤の強化

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上を図ります。また、介護保険サービス事業においては、厳しい収支状況であることから、経営分析を行い、事業の抜本的な見直しに着手します。

### ②地域福祉力強化推進事業の受託

亀山市から委託を受け、地域福祉力強化推進事業を実施します。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域まちづくり協議会（福祉委員会）や自治会等の小地域で地域課題の解決に向けた活動が活発化していけるような支援及び体制づくりを目指します。

また、福祉委員会と地域住民に対して、地域でのちょっとした困りごとに対応できるよう「ちょこボラ」の養成講座を開催し、地域の担い手の養成を行います。

### ③地域包括支援センターの受託運営

鈴鹿亀山地区広域連合から委託を受け、亀山地域包括支援センターの設置運営を行います。

医療、介護、予防、住まい、生活支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の一翼を担い、民生委員・児童委員、介護支援専門員、在宅介護支援センターなどの関係機関と連携し、身近な相談窓口としての機能を果たします。

### ④ボランティア活動の推進

地域福祉推進の担い手であるボランティアの活動を支援するとともに、コーディネート、相談・支援、情報提供などを積極的に行い、ボランティアセンター機能の充実を図ります。

### ⑤サロン活動の推進

地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」を推進します。

高齢者対象の「ふれあい・いきいきサロン」、子育て中の親子を対象にした「子育てサロン」、さらには地域住民誰もが参加できる「コミュニティサロン」の設置数を増やしていきます。

### ⑥福祉教育推進事業の充実

小中学校及び高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、社会福祉への理解と関心を高めることを目的に福祉教育推進助成事業を実施します。

モデル校を指定し、共同でプログラム作成を行うなど学校、園と連携を深め、更なる福祉教育の充実を図ります。

### ⑦成年後見制度の活用促進

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、精神・知的障がい者）を保護し、または支援する制度です。制度利用者が少なく、まだまだ制度が理解されていないため、地域包括支援センターにおいて、成年後見制度の利用支援、専門相談、制度の普及啓発を行い、高齢者や障がい者等の意思能力や生活状況に応じて、適切な支援を提供します。

### ⑧障害福祉サービスの充実

障害福祉サービス事業である、生活介護事業においては、個々の能力に応じた支援を行うことを目的に、作業能力の向上と身体機能の維持を目指すことができる場を提供するとともに新たに送迎サービスを実施します。

## 1 法人運営事業

### 1 法人運営

適切な組織運営を行うとともに、常に地域の生活課題や福祉課題に目を向け、これらのニーズに応えることができる組織や事業体制の見直しも計画的に進め、組織体制の強化を図ります。

- ①理事会及び評議員会
- ②監事会
- ③三役会（会長・副会長・常務理事）
- ④役員及び評議員研修会
- ⑤職員研修

### 2 基盤の強化

自治会の協力のもと、地域住民をはじめ、関係機関・団体、企業等に理解を求め、活動に必要な財源の確保に努めます。

- ①会員制度の啓発及び推進（社協会費）

### 3 社会福祉大会事業

社会福祉関係者が一堂に会し、今後ますますの努力を誓い合い、併せて社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰するため、亀山市と共催で亀山市社会福祉大会を開催します。

### 4 福祉移送サービス事業

〈市委託事業〉

花しょうぶ号（福祉車両）による歩行困難や寝たきり状態の方を対象にした通院の送迎や公共機関への手続き等のための移動支援を行います。

### 5 介護機器貸出事業

健康増進と家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、社会参加を促進することを目的として在宅の高齢者や障がい者などに対して車椅子及び歩行器の貸し出しを行います。

### 6 入れ歯リサイクル事業

「総合保健福祉センターあいあい」及び「健康づくり関センター」に入れ歯回収ボックスを設置し、不要になった入れ歯、アクセサリ等を回収、リサイクルしてその益金を財団法人日本ユニセフ協会に寄付することにより、世界中の恵まれない子ども達を支援します。

## 7 日本赤十字社三重県支部亀山市地区

### ①赤十字社員増強・社資募集運動の展開

毎年5月を「赤十字運動月間」として、自治会の協力のもと、地域住民に赤十字事業への参加、協力を求めています。

### ②災害救援物資等の支給

市内に発生した災害の罹災者に対し、救援物資等の支給を行います。

### ③赤十字講習会の開催

自治会、地区コミュニティ等の防災関係者を対象に炊き出し訓練などの講習会を開催します。

### ④救急法講習会への講師派遣並びに救護要員の派遣

自治会や学校関係者などが開催する救急法講習会や多人数の参加する行事に対し日本赤十字社三重県支部から講師並びに救護要員を派遣します。

## 8 福祉団体支援（事務局）

福祉活動団体の支援として下記の団体の事務局業務を担います。

### ①亀山市民生委員児童委員協議会連合会

### ②亀山市老人クラブ連合会

### ③亀山保護司会

### ④亀山更生保護女性会

### ⑤亀山市遺族会

## 2. 地域福祉事業

### 1 地域福祉力強化推進事業

＜市委託事業＞

亀山市から委託を受け、次のとおり事業を実施します。

#### ①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の設置

従来からの地域福祉担当者に加え、新たに専任のコミュニティソーシャルワーカーを2名配置し、地域まちづくり協議会（福祉委員会）において地域課題の解決に向けた活動が活発化していけるような支援及び体制づくりに向けて協議していきます。

#### ②ちょこボラの養成及び支援

福祉委員会と地域住民に対して、地域でのちょっとした困りごとに対応できるよう「ちょこボラ」の養成講座を開催します。また地域まちづくり協議会（福祉委員会）において説明を行い、養成に向けての支援を行います。

### 2 小地域ネットワーク活動事業

#### ①福祉委員会の活動支援（地域まちづくり協議会助成事業）

福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、福祉委員を委嘱します。また、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に助成事業を行うとともに、福祉委員会が行う交流活動や訪問活動、研修会などについてコーディネートを行い、地域の福祉課題に対し地域住民と一緒に対応について協議していきます。

#### ②福祉委員研修事業

新任の福祉委員を対象に、地域での見守り活動を実践する上での基本的な知識や技術についての研修を実施します。

また、新任研修を受講された方を対象にスキルアップ研修を実施します。

#### ③安心見守り訪問事業

福祉委員会を中心に地域内のひとり暮らし高齢者を対象に見守り訪問活動を行い、高齢者の孤立化の防止と福祉課題の早期発見を目指します。

### 3 ボランティアセンター事業

ボランティアの育成及び活動の支援、ニーズの把握等を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

#### ①登録及び斡旋

- ・ボランティアセンター登録、保険加入
- ・ボランティアコーディネート（相談、調整、斡旋等）
- ・ボランティアセンター登録ネットワーク会議の開催

## ②養成及び研修

- ・ボランティア講座及び養成の実施
- ・災害ボランティアセンター事業  
災害ボランティアセンター設置訓練の実施  
市総合防災訓練参加
- ・災害ボランティア支援センター事業  
ボランティアの募集、義援金・活動支援金の募集  
ボランティア保険の加入手続き  
被災者の受け入れ支援 等

## ③活動助成

- ・福祉ボランティア基金助成金配分事業
- ・あいあい祭り実行委員会

## 4 福祉教育推進事業

### ①福祉教育推進助成事業

小中学校及び高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、社会福祉への理解と関心を高めることを目的に福祉教育推進助成事業を実施します。  
モデル校を指定し、共同でプログラム作成を行うなど学校、園と連携を深め、更なる福祉教育の充実を図ります。

### ②中学生福祉体験教室

市内の社会福祉施設において、高齢者や障がい者の方々とふれあい・交流を通じて、福祉に対する理解を深めることを目的に開催します。

### ③福祉ボランティア基金啓発造成（街頭募金）

市内高等学校の協力のもと街頭での募金活動を実施します。

## 5 サロン活動推進事業

地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」に対し、助成事業や交流会を開催し支援を行います。

- ①ふれあい・いきいきサロン（介護予防普及啓発事業）
- ②子育てサロン（子育て中の親子を対象）
- ③コミュニティサロン（地域住民誰もが参加できるサロン）

## 6 広報啓発事業

### ①「社協だより」の発行

社会福祉協議会の事業を始め地区福祉委員会、ボランティアなどの活動を紹介するため年4回、市内全世帯に配布します。



## ②ホームページ・フェイスブックの運営

インターネットを利用して最新の情報や各種募集（助成金など）、社会福祉協議会の概要や活動内容について情報の発信を行います。

## 7 総合相談事業

### ①福祉なんでも相談

生活困窮者自立支援事業の相談窓口を活用し、福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を開設して、複合的な福祉課題を抱える相談者に対し、支援調整会議を通じて適切な相談援助を行います。

### ②心配ごと相談所（元公証人（弁護士）による法律相談）の開設

日常生活上のあらゆる心配ごとに対し、民生委員・児童委員及び学識経験者による相談を行うとともに、相続、遺言、賃貸借、離婚等の法律に関することに対し、公証人経験者による適切な助言、指導を行うことを目的に実施します。

### ③社協による法律相談の開設

成年後見制度などの権利擁護に関する相談に対し、弁護士による適切な助言、指導を行うことを目的に実施します。

## 8 日常生活自立支援事業

＜県社協委託事業＞

亀山日常生活自立支援センターにおいて、高齢や障がいにより、判断能力に不安のある方に対し、関係機関と連携を取りながら、福祉サービス利用援助や日常の金銭管理等の支援を行い、相談機能と生活支援機能の充実を図ります。

## 9 生活困窮者自立支援事業

＜市委託事業＞

### ① 自立相談支援事業

生活に困っている方が生活保護に陥ることのなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じ、自立支援計画の作成等さまざまな問題に対応した支援へとつなげます。

### ②家計相談支援事業

失業や債務問題などを抱え家計に問題のある人に、家計の再建に向け専門員（家計相談員）が支援計画を作成し、必要に応じた支援につないでいきます。

## 10 貸付相談及び貸付事業

生活困窮者や高齢者、障がい者に対し、貸付相談員による相談援助及び生活福祉資金（県社協委託事業）や福祉金庫の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業と連携し、地域で自立生活を営むことができるよう支援します。

## 1 1 緊急食糧等提供事業

市内在住の低所得者等が、緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に食糧等の生活に必要な現物等を提供し、世帯の自立を促し社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう支援します。また、風水害等の災害時に「あいあい」に一時避難された方に対しても提供します。

また、三重県社会福祉協議会が実施する生活困窮者支援緊急食糧提供事業及び緊急時物品等支援事業も活用しながら支援を行います。

## 1 2 あんしん賃貸支援事業

高齢者、障がい者世帯等の入居を受け入れられる民間賃貸住宅に関する情報などを提供するとともに、様々な住宅支援サービスの提供を促すことにより、高齢者等の住居の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を目的とし、住居に関する各種サポートの提供を行います。

## 1 3 地域包括支援センター事業

＜鈴鹿亀山地区広域連合委託事業＞

地域包括支援センターは、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門職が地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、次の包括的支援事業を地域において一体的に実施します。

### ①包括的支援事業

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・総合相談・支援
- ・権利擁護
- ・包括的・継続的マネジメント支援

### ②介護予防支援業務

指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施

## 1 4 各種福祉事業

### (1) 高齢者支援

#### ①老人福祉フェスティバル事業等への助成

老人福祉フェスティバル事業や亀老連市長杯囲碁大会、亀山市老人クラブ連合会が発行している広報誌等に対して助成しています。

### (2) 障がい児者支援

#### ①障がい児交流事業

障がいのある児童を対象に、高校生の参加を得て、ふれあい交流を通じて、相互の理解を深める交流事業を実施します。

#### ②障がい者団体への助成

### (3) 子育て支援

①子育て支援団体への助成

②低所得者等への支援

生活保護世帯入学祝金、修学旅行費補助

### (4) 歳末たすけあい事業

生活保護世帯、特別障害者手当受給者、準援護家庭等に対し、歳末たすけあい募金配分金を配布します。

## 15 共同募金会事業

①三重県共同募金会亀山市共同募金委員会の事務局

②赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動

### 3. 在宅福祉サービス事業

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供していきます。研修会への積極的な参加や法令順守の徹底、リスク管理の強化にも取り組んでいきます。

#### 1 介護保険サービス事業

##### ①訪問介護事業所

要介護・要支援及び事業対象者と認定された方に入浴、排泄、調理、洗濯など生活全般にわたる支援を行います。

- ・訪問介護（身体介護・生活援助等）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（身体介護・生活援助等）

##### ②居宅介護支援事業所

要介護・要支援及び事業対象者と認定された利用者や家族等の意見をふまえたケアプランを作成し、居宅サービス計画に基づき在宅サービス事業者との連絡調整などを行います。

- ・介護に関する相談
- ・居宅介護支援（ケアプランの作成等）
- ・居宅介護予防支援 〈市委託事業〉
- ・認定調査 〈広域連合委託事業〉

#### 2 障害福祉サービス事業

##### ①居宅介護事業所

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方に入浴、排泄、調理、洗濯など生活全般にわたる支援を行います。

- ・居宅介護 （身体介護・生活援助等）
- ・地域生活支援事業 （外出のための移動支援） 〈市委託事業〉

##### ②同行援護事業所

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた視覚障がい者に外出するための移動支援を行います。

##### ③指定生活介護事業所「つくしの家」

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方に個別支援計画に基づき、排泄や食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。

本年度より福祉サービスの充実を図るため、送迎サービスを実施します。

・「つくしの家」

個々の能力に応じた支援を行うことを目的に、介護等の支援や行事、民生委員・児童委員等との交流活動の機会を提供するとともに作業能力の向上と身体機能の維持を目指すことができる場を提供していきます。

・「なかまの部屋」

介護等の支援や行事、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。また、平成 29 年度から開始した地域の小学校等とのふれあい交流や民生委員・児童委員等との交流を継続し、相互の理解を深めていきます。

#### ④特定相談支援事業所

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）に相談やサービス利用計画案の作成を行います。

#### ⑤障害児相談支援事業所

障害者通所支援を申請した障がい児に相談や障害児支援利用計画案の作成を行います。

### 4. 社会福祉センターの運営

#### 1 社会福祉センターの管理

福祉関係団体など多くの市民に会議・交流の場として提供しています。施設利用者の利便性、安全性に配慮するとともに、より多くの市民に利用していただけるよう、計画的な管理・運営を行います。

### 5. その他

#### 1 関係機関への協力、参加

行政等が設置する各種委員会、会議などに積極的に協力し、参加します。

#### 2 実習生の受け入れ

福祉の人材を育成することは、法人の社会的責務であることから、積極的に社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパーなどの実習生を受け入れていきます。

また、職員には実習指導者研修を受講させ、学校側と連携をしながら充実した、効果的な研修プログラムの整備を行います。